

看護職の復職促進情報発信に係るミニ番組、CM、WEB 広告の製作・放送及び
就職説明会の開催等業務委託 仕様書

1 目的

「看護の魅力」を伝える広報事業等を積極的に展開するため、ミニ番組、CM、WEB 広告等を実施する。また、潜在看護師を主なターゲットとした説明会を開催する。

2 事業期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

3 業務内容

(1) 看護の魅力発信ミニ番組制作・放送「愛顔のかんご」

ア 尺・本数：昼食時間帯に3分／毎週1回（土または日曜日）

イ 内 容：看護の魅力を発信するミニ番組を制作・放送。

復職に対する不安を払拭し、新たな潜在看護人材を発掘するために、看護関連イベントや実際に復職した看護職員等を紹介し、就業状況等を発信する。

ウ 形 式：実写

エ ターゲット：幅広い年代の潜在看護職員

オ 素 材：基本的に受託者の方で用意すること

カ エ リ ア：愛媛県内（放送局は指定しないが、無料で視聴可能な放送局であること。）

キ 広報期間：1年間

ク そ の 他：制作した映像データは、WEB への2次利用可能とすること。

(2) 復職促進情報発信デジタル広告制作・配信

ア 尺・本数：効果的な本数を企画内容に合わせて提案すること

イ 内 容：県ナースセンター活動等の広告を作成し、Instagram 広告を介して配信

ウ 形 式：実写、アニメーション、CG 等形式不問。

エ ターゲット：離職している20～30代の潜在看護職員

オ 素 材：基本的に受託者の方で用意すること

カ セグメント条件：愛媛県内全域、男女、20～60代、看護に関する興味関心がある方、その他企画内容に合わせて提案すること。

キ 広報期間：1年間

(3) 復職促進情報発信テレビCM制作・放送

ア 尺・本数：CMの長さは15秒スポット、1日1回放映とするが、より効果的で期待できる提案がある場合にはこの限りではない。

- イ 内 容：愛媛県ナースセンター活動等の CM を製作し、放送する。
- ウ 形 式：実写、アニメーション、CG 等形式不問。
- エ ターゲット：子育て等で離職している 30～40 代前半・シニアの潜在看護職員
- オ 素 材：基本的に受託者の方で用意すること
- カ エ リ ア：愛媛県内（放送局は指定しないが、無料で視聴可能な放送局であること。）
- キ 広報期間：1 年間

（4）地区別看護職員復職説明会広報強化月間

- ア 尺・本数：効果的な本数を企画内容に合わせて提案すること
- イ 内 容：復職説明会と関連情報等周知チラシ作成・配布、デジタル広告制作・配信（Instagram・YouTube）
- ウ 形 式：（デジタル広告）実写、アニメーション、CG 等形式不問。
（チラシ）新聞、フリーペーパー等
- エ ターゲット：子育て等で離職している 30～40 代前半・シニアの潜在看護職員
- オ 素 材：基本的に受託者の方で用意すること
- カ エ リ ア：愛媛県内全域
- キ 広報期間：地区別看護職員復職説明会開催前の 1 ヶ月間

（5）地区別看護職員復職説明会

- ア 開催回数：東中南予 各地域 1 回
- イ 内 容：各地域病院・施設等の復職に関する説明会の運営
- ウ 形 式：対面で実施
- エ ターゲット：子育て等で離職している 30～40 代前半・シニアの潜在看護職員
- オ 素 材：基本的に受託者の方で用意すること
- カ エ リ ア：県内 3 カ所（東・中・南予各 1 カ所）
子育て期やシニアの来場者が多い商業施設等
- キ 広報期間：各地域、10 月～11 月の土日いずれか 1 日

（6）その他

- ア 制作した動画等については、放送開始前日までに記録媒体（DVD）にコピー（2 枚）して、委託者に納品すること。
- イ ミニ番組、CM、WEB 広告等を放送した時間帯、本数、番組等の視聴率などの実績を書面にて毎月報告すること。

4 著作権の取扱い

- （1）本仕様書により作成された成果物すべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託者に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、委託者で

の使用を認めること。

- (2) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物にかかる著作権人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害してはならないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

5 その他の留意事項

- (1) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (2) 詳細な事業内容については、契約後に協議のうえ変更となる場合がある。
- (3) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (4) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、委託者と受託者が協議の上決定すること。